

山口県造林事業等補助金交付要綱

(平成10年(1998年)4月13日制定)

(令和7年(2025年)5月20日改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県造林事業等補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、森林所有者等が行う造林事業等（以下「事業」という。）により、森林資源の質的充実を図り、安全でうるおいのある県土の保全、良好な水環境の創造、自然環境の保全等の機能を高度に発揮させることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「森林所有者等」とは、森林法施行令（昭和26年政令第27号）第11条に規定するものをいう。

2 この要綱において「事業主体」とは事業の種類ごとに定められている補助金の交付の申請を行うことのできる森林所有者等をいう。

3 この要綱において「補助事業者」とは、補助金の交付を受けた森林所有者等をいう。

(交付の対象等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業名、事業の内容、事業の種類、補助の基準及び補助率は別表1及び別表2に定めるとおりとする。

2 別表2に定める補助金の交付の対象となる事業の規模にかかわらず、水田跡地の人工造林については1施行地の面積は0.05ヘクタール以上とする。

3 別表1及び別表2に掲げる事業の種類ごとの補助対象経費等は、別表3及び別表4のとおりとする。ただし、知事が別に定める樹種以外の樹種の造林及び知事が補助金の交付の対象とすることが適当でないと認める事業を除く。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 事業主体は、事業が完了した後、速やかに前項の申請書を知事に提出するものと

し、規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に定める。

- 3 第1項の規定による交付の申請をしようとする事業主体が原則課税業者である場合は、その旨を知事に届け出なければならない。

(委任)

第6条 事業主体は、補助金の交付申請又は受領に関する事務を第三者に委任することができる。

- 2 前項の規定による委任状（別記第11号様式）は交付申請書に添付して知事に提出しなければならない。

(書類の提出)

第7条 この要綱により知事に提出する書類は、当該事業の施行地を管轄する農林水産事務所又は農林事務所の長へ提出するものとする。

(その他)

第8条 事業主体は、森林法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令の規定を遵守して事業を実施すること。

- 2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年(1998年)4月13日から施行し、平成10年度分の補助金から適用する。

(要綱の廃止)

この要綱の施行に伴い、山口県一般造林事業等補助金交付要綱(平成7年11月29日制定、林政第1,218号)及び山口県流域森林総合整備事業補助金交付要綱(平成7年9月4日制定、林政第844号)、山口県公的分収林整備推進事業補助金交付要綱(平成5年9月9日制定、林政第895号)、山口県広葉樹林整備特別対策事業補助金交付要綱(平成6年7月1日制定、林政第517号)、山口県保全松林緊急保護整備事業補助金交付要綱(平成8年9月27日制定、林政第886号)、山口県地域森林環境整備事業補助金交付要綱(平成4年3月5日制定、林政第1,624号)並びに山口県居住地環境整備事業補助金交付要綱(平成9年4月10日制定、森林整備第89号)は廃止する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成10年(1998年)9月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成10年(1998年)11月2日から施行し、施行の日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成11年(1999年)4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成12年(2000年)4月3日から施行し、施行の日から適用する。

(要綱の廃止)

この要綱の施行に伴い、山口県水土保持森林緊急間伐実施事業補助金交付要綱（平成10年(1998年)4月10日制定、森林整備第70号）は廃止する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成12年(2000年)7月10日から施行し、施行の日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成13年(2001年)4月3日から施行し、施行の日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成14年(2002年)4月12日から施行し、施行の日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成15年(2003年)4月4日から施行し、施行の日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成15年(2003年)11月25日から施行し、施行の日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成16年(2004年)4月28日から施行し、施行の日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成17年(2005年)11月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成18年(2006年)1月10日から施行し、施行の日から適用する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成18年(2006年)6月30から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成18年(2006年)11月24日から施行し、施行の日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成19年(2007年)4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成19年(2007年)4月19日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成19年(2007年)5月21日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成19年(2007年)7月2日から施行し、施行の日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成19年(2007年)10月19日から施行し、施行の日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成20年(2008年)4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成20年(2008年)4月16日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成20年(2008年)9月17日から施行し、施行の日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成21年(2009年)4月22日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成22年(2010年)5月13日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成23年(2011年)5月20日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成24年(2012年)5月21日から施行し、施行の日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成24年(2012年)12月11日から施行し、施行の日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成25年(2013年)5月16日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成25年(2013年)11月25日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成26年(2014年)5月21日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成26年(2014年)10月10日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成27年(2015年)3月6日から施行し、施行の日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成29年(2017年)12月26日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成30年(2018年)6月25日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和元年(2019年)5月21日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 2 年(2020年) 5 月13日から施行し、令和 2 年 5 月21日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 2 年(2020年)11月 2 日から施行し、令和 2 年11月 2 日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 4 年(2022年) 5 月20日から施行し、令和 4 年 5 月21日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 5 年(2023年) 5 月22日から施行し、令和 5 年 5 月23日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 6 年(2024年) 5 月14日から施行し、令和 6 年 5 月20日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 7 年(2025年) 5 月20日から施行し、令和 7 年 5 月20日から適用する。

別表 1

補助対象事業名及び事業内容

事業名		事業の内容	
森林環境保全整備事業	森林環境保全直接支援事業	利用期を迎えつつある森林資源を活用し持続的な森林経営を実現するため、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に定める森林経営計画の作成者等が施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道（継続的に使用される作業道であって、山口県森林作業道作設指針に適合するものをいう。）の開設等。	
	特定機能回復事業	森林緊急造成	自然条件等の理由で更新が困難な森林について、事業主体と森林所有者による協定等に基づいて実施する人工造林等とする。
		被害森林整備	気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する人工造林等とする。
		重要インフラ施設周辺森林整備	重要インフラ施設周辺の森林について、地方公共団体及び森林所有者、重要インフラ施設管理者等による協定等に基づいて実施する人工造林等とする。
		林相転換特別対策（特定スギ人工林）	林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源対策となるスギを主体とする人工林であって、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する一貫作業等とする。
		保全松林緊急保護整備	森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換（同条第7項に規定する樹種転換をいう。）を行うものとする。

別表 2

1 - 1 国費造林補助事業（森林環境保全直接支援事業）

事業名	補 助 の 基 準					補 助 率		査定係数 ×補助率
	事 業 規 模	査 定 係 数		事 業 主 体	区 分			
		補 助 区 分						
森 林 環 境 保 全 直 接 支 援 事 業	1 1 施行地の面積が0.1ha以上	ア 効率的施業区域又は間伐等特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画等（森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画をいう。以下同じ。）に基づき行う1ha当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における3回までの下刈り		180	a 次のいずれかの者とする。 (a) 市町 (b) 森林所有者 (c) 森林組合等 (d) 森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの、以下「森林整備法人等」という。）	分収林	5/10	90%
	2 間伐及び更新伐については、1に加えて、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行う場合は、補助金の交付申請ごと、かつ、森林法第11条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）又は特定間伐等促進計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10㎡以上であること	イ 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するもの (ア) 森林経営計画等に基づき行う事業（アに規定する査定係数180で行うものを除く。また、アの施行地における4回以降の下刈りも含む。） (イ) 間伐及び更新伐については、森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班内で森林経営計画に基づき行うものと一体的に行うもの (ウ) 鳥獣害防止施設の改良又は森林作業道の改良若しくは復旧（付帯施設整備以外のいずれかの施業と一体的に実施するものを除く）		170	(e) 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等（以下「特定非営利活動法人」という。） (f) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。） (g) 森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。） (h) 特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者 (i) 森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）	その他	4/10	68%
		ウ 次の(ア)、(イ)のいずれかに該当するもの (ア) 人工造林及び樹下植栽等について、森林法第10の8、第10の9に基づく伐採及び伐採後の届出書（以下、「伐採造林届出書」という。）に基づいて行うもの（新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。） (イ) 下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、ア及びイの(ア)に該当しないもの		90		その他	4/10	36%

注1： 補助率（区分）の「分収林」とは、分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）に基づく分収林である。

- 2： 補助区分イの(ア)の森林経営計画等に基づいて行うものには、森林経営計画等において計画された施業のほか、以下を含むものとする。
 - (1) 当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）
 - (2) 当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等又は立木の倒伏等に対応した雪起こし又は倒木起こし
 - (3) 別表1の「森林緊急造成」において、除伐を実施した施行地で、その後気象害等の被害を受けた場合に不良木淘汰として実施する保育間伐及び更新伐
 - (4) 当該森林経営計画等の対象森林における鳥獣害防止施設（当該対象森林と隣接する森林において当該鳥獣害防止施設と一体となっているものを含む。）の改良。
- 3： 補助区分イの(イ)の間伐及び更新伐の内、森林経営計画策定者が森林経営計画林班内及び隣接林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うものには、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）を含む。
- 4： 以下のいずれかで実施されるものについては、それぞれの目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業を含む。
 - (1) 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち森林経営計画策定者が施業代行者として行うもの
 - (2) 補助区分ウの（ア）において査定係数90で実施する「人工造林及び樹下植栽等」の伐採造林届出書に基づいて行うもの
 - (3) 補助区分ウの（イ）において査定係数90で実施する「下刈り」等の施業代行者が実施するもの
- 5： 以下のいずれかに基づいて行う間伐及び更新伐については、当該施行地が補助金交付申請時に森林経営計画の対象森林に含める意向があらかじめ確認できるものに限る。
 - (1) 森林経営計画対象林班内で当該計画に基づいて行う場合
 - (2) 隣接林班内で当該計画に基づいて行う場合
- 6： 特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて行う場合は、補助金交付申請の際に申請後に経営計画対象林班に含める意向があることをあらかじめ確認できる書類（第10号様式）を添付し、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含めるよう、新規計画の策定又は既存計画の変更に努めるものとする。
- 7： 人工造林のうち、事業の対象とする森林における伐採造林届出書の提出を要する伐採において、事業主体が伐採造林届出書を提出しなかったことに際し事業主体の責めに帰することができないと認められる場合にあっては、伐採造林届出を要しない場合とみなして扱うことができるものとする。

別表 2

1 - 2 特定機能回復事業

事業名		補 助 の 基 準			補 助 率		査定係数 ×補助率			
		事 業 規 模	査 定 係 数		事 業 主 体	区分 (事業主体)				
			補 助 区 分							
特 定 機 能 回 復 事 業	森林緊急造成	a 1施行地の面積が0.1ha以上 b 市町が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第150 号）第2条第1項の激甚災害をいう。以下同じ。）による被害の復旧を行う森林において行う事業については、交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が2.5ha以上。	ア 森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林に定められた森林において行うもの	180	a 市町、森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者	市町及び森林整備法人	5/10	90%		
			イ その他			その他			4/10	72%
							90	市町及び森林整備法人	5/10	45%
								その他	4/10	36%
	被害森林整備	1施行地の面積が0.1ha以上		170	a 市町、森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者、民間事業者、森林所有者	4/10	68%			
	重要インフラ施設周辺森林整備	1施行地の面積が0.1ha以上		180	a 市町、森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者	5/10	90%			
	林相転換特別対策（特定スギ人工林）	a 1 施行地の面積が0.1ha以上であること。 b 一貫作業、更新伐については、1伐区当たりの面積の上限はおおむね2.5haとし、伐区については、連たんしないものとする。 c 次に掲げる全ての要件に該当すること。 (a)「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき都道府県が設定するスギ人工林伐採重点区域内の森林において行うものであること。 (b)林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。 (c)伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所ではないこと。	ア 一貫作業並びにそれと一体的に行う付帯施設整備、森林作業道整備及び下刈り	180	a 市町、森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者	4/10	72%			
イ 更新伐及び人工造林並びにそれらと一体的に行う付帯施設整備及び森林作業道整備			170	68%						
保全松林緊急保護整備	1施行地の面積が0.1ha以上			a 市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者（ただし、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）、民間事業者	7/10	70%				

- 注1： 事業主体のうち、森林緊急造成を実施する市町に当たっては、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合（事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。）に限る。
- 2： 事業主体のうち、被害森林整備又は林相転換特別対策（特定スギ人工林）を実施する市町に当たっては、自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。
- 3： 事業主体のうち、森林緊急造成、被害森林整備又は林相転換特別対策（特定スギ人工林）を実施する森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等又は民間事業者等に当たっては、自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。
- 4： 事業主体のうち、被害森林整備を実施する森林所有者に当たっては、地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。
- 5： 事業主体のうち、重要インフラ施設周辺森林整備を実施する、市町に当たっては、自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合又は、事業主体が自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において、自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る。
- 6： 事業主体のうち、重要インフラ周辺森林整備を実施する森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等又は民間事業者に当たっては、自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。
- 7： 事業主体のうち、森林経営計画策定者に当たっては、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。
- 8： 注1における「寄付や分収林契約解除等により公有化した森林」は、事業を実施する前年度の末日からさかのぼって10年以内に公有化した森林とする。
- 9： 注3における「自ら所有する森林」には、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含まないものとする。
- 10： 被害森林整備を松くい虫被害林分において行う場合には、本数被害率が5%以上の松林（天然林を含む。）において実施することができるものとする。
- 11： 特定機能回復事業における「協定」とは、本補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める協定をいう。
- 12： 重要インフラ施設周辺森林整備における協定については、事業を円滑に実施するため、事業実施主体とインフラ施設管理者等の役割分担や費用負担のあり方を明記するよう努める。

別表 2

2 県費造林補助事業

事業の種類	補助の基準		補助率	
	事業規模	事業主体等		
森林整備推進事業	国費造林事業に準ずる。	国費造林事業に準ずる。ただし、事業主体が森林整備法人の場合及び市町有林を除く。	森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業に係るもの	1/10
	条件不利地等	〃	〃	2/10
水源林整備推進事業	既設ダム	国費造林事業に準ずる。ただし、事業主体が森林整備法人の場合を除く。	〃	1.5/10
	建設中ダム	国費造林事業に準ずる。ただし、事業主体が森林整備法人の場合及び市町有林を除く。	〃	1.3/10
	ダム下流	〃	〃	1.2/10
松くい虫被害跡地復旧造林	〃	〃	〃	3/10
保全松林緊急保護整備事業	〃	〃	特定機能回復事業のうち、保全松林緊急保護整備に係るもの	1/10
シカ被害地復旧造林	〃	〃	森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業で行うシカ被害地で行う人工造林に係るもの	3/10
鳥獣害防止施設等整備	〃	〃	森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業で行う分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条に基づく分収林に係るもの	5/30
			森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業に係るもの	8/30

※「特定機能回復事業（森林緊急造成）」については、上記補助率から4%を減じる。

別表 3

1 森林環境保全直接支援事業

整理区分	事業内容		採択基準	対象経費
育成 単層林 整備	皆伐により伐採した跡地等における人工更新及び萌芽更新等による森林の造成			
	人工造林	人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽、播種	地拵、苗木代、苗木運搬、植付け、支障木等伐倒に要する経費並びに間接費
		特殊地拵（低質木）	低質林等における前生樹の伐倒、除去、搬出集積	前生樹の伐倒・除去・搬出集積に要する経費並びに間接費
		特殊地拵（被害森林）	立木の蓄積が1ha当たり概ね30m ³ 以上80m ³ 以下で小径木が大部分を占める森林において行うもの	
		特殊地拵（竹）	立木の蓄積が1ha当たり概ね30m ³ 以上火災、気象災、病虫獣害等による被害による被害森林において行うもの	
		特殊地拵（伐採前）	竹の成立本数が1ha当たり概ね3,000本以上の竹林において行うもの	
		補植	副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において行うもの	地拵、苗木代、苗木運搬、植付け、支障木等の整理に要する経費並びに間接費
	単層林改良	補植	気象害等（鳥獣害は除く）による苗木の枯損が発生した場合に、当初植栽した本数までの追加的な植栽（1回に限る）	
		単層林改良	人工造林により1,500本/ha以下の植栽を行った林分、かつ枯損率がおおむね30%以上	地拵、地表かき起こし、苗木代、苗木運搬、植付け、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、林木の枝葉の除去に要する経費並びに間接費
	保育 （植栽型）	下刈（1回刈り）	優良な育成単層林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし等更新補助作業、稚幼樹が少ない場合の植え付け及び不用木の除去、不良木の淘汰等並びにこれらに伴う作業	下刈に要する経費並びに間接費
		下刈（2回刈り）	針葉樹6年生以下 広葉樹10年生以下 （秋植の場合、植栽翌年の第1回目の下刈を1年生とする。（以下同じ））	下刈に要する経費並びに間接費
		雪起こし	5年生以下	雪起こしに要する経費及び間接費
		倒木起こし	10年生以下	倒木起こしに要する経費及び間接費

整理区分		事業内容		採択基準	対象経費
育成単層林整備	保育（植栽型）	枝打ち	スギ、ヒノキ林分で林木の雄花の多い立木を主体に行う枝葉の除去	11年生～30年生	枝打ちに要する経費並びに間接費
		除伐	不用木（侵入竹含む。）の除去、不良木の淘汰	11年生～25年生	不用木の除去、不良木の淘汰に要する経費及び間接費
		保育間伐	適正な密度管理を目的として行う不用木（侵入竹含む。）の除去、不良木の淘汰	60年生以下又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分	不用木の除去、不良木の淘汰に要する経費及び間接費
		間伐	適正な密度管理を目的として行う不用木（侵入竹含む。）の除去、不良木の淘汰、搬出集積	60年生以下（森林経営計画に基づいて行う場合は、標準伐期齢に2を乗じた林齢以下。）	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積に要する経費及び間接費
	更新伐	整理伐	天然林の質的・構造的な改善を目的とて、前生樹の伐倒・搬出集積及びこれらに伴う作業	90年生以下	前生樹の伐倒・搬出集積、巻き枯らしに要する経費及び間接費
	地表処理等により発生した林木又は植栽木等の健全な成長を目的として行う事業				
	保育（天然更新型）	下刈	雑草木の除去	6年生以下	下刈に要する経費並びに間接費
		雪起こし	雪圧により成立本数の30%以上が倒伏した森林における倒木起こし	10年生以下	雪起こしに要する経費及び間接費
林育成整備複層	更新伐	整理伐	天然林の質的・構造的な改善を目的とて、前生樹の伐倒・搬出集積及びこれらに伴う作業	90年生以下	前生樹の伐倒・搬出集積、巻き枯らしに要する経費及び間接費
		人工林整理伐	人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的として行う抜き伐り	90年生以下	林木の伐倒及び搬出集積に要する経費及び間接費
		誘導伐	面的複層林施業における適正な密度管理を目的として、実施する抜き伐り及びこれらに伴う作業	46年生～90年生の人工林	支障木の伐倒、搬出集積に要する経費及び間接費

整理区分		事業内容		採択基準	対象経費
育成 複層 林 整備	樹下 植栽 等	樹下植栽	優良な育成複層林の造成を目的として行う地拵え、樹下への植栽	上層木が11年生以上（ただし、誘導伐の樹下植栽は、上層木が46年生以上の人工林）	地拵、苗木代、苗木運搬、植付けに要する経費及び間接費
		複層林改良	天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽、不用木の除去、不良木の淘汰、巻き枯らし及び林木の枝葉の除去		地拵、苗木代、苗木運搬、植付け、地表かき起こし、不用萌芽の除去、不良木の淘汰、林木の枝葉の除去に要する経費及び間接費
	保育 （ 植栽 型 ）	下刈	雑草木の除去	6年生以下	下刈に要する経費並びに間接費
		枝打ち	スギ、ヒノキ林分で林木の雄花の多い立木を主体に行う枝葉の除去	11年生～30年生	枝打ちに要する経費並びに間接費
		除伐	不用木（侵入竹含む。）の除去、不良木の淘汰	11年生～25年生	不用木の除去、不良木の淘汰に要する経費及び間接費
		保育間伐	適正な密度管理を目的として行う不用木（侵入竹含む。）の除去、不良木の淘汰	60年生以下又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分	不用木の除去、不良木の淘汰に要する経費及び間接費
		間伐	適正な密度管理を目的として行う不用木（侵入竹含む。）の除去、不良木の淘汰、搬出集積	60年生以下（森林経営計画に基づいて行う場合は、標準伐期齢に2を乗じた林齢以下。）	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積に要する経費及び間接費
		雪起こし	雪圧により成立本数の30%以上が倒伏した森林における倒木起こし	10年生以下	雪起こしに要する経費及び間接費
		倒木起こし	気象災害等による倒伏木（雪圧倒伏木を除く。）の倒木起こし	10年生以下	倒木起こしに要する経費及び間接費
	地表処理等により発生した林木又は植栽木等の健全な成長を目的として行う事業				
	保育 （天然更新型）	下刈	雑草木の除去	6年生以下	下刈に要する経費並びに間接費
		雪起こし	雪圧により成立本数の30%以上が倒伏した森林における倒木起こし	10年生以下	雪起こしに要する経費及び間接費

整理区分		事業内容		採択基準	対象経費
付帯施設整備	備 鳥 獣 害 防 止 施 設 等 整 備	施設等整備	野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備	人工造林等の森林整備と一体的に実施するものに限る。	防護柵、忌避剤、食害防止チューブの設置等に要する経費並びに間接費
		施設改良	既設の防護柵の改良	市町村森林整備計画に定められている鳥獣害防止森林区域内で実施するものに限る。	防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上に要する経費並びに間接費
	荒 廃 竹 林 整 備	荒廃竹林整備	竹の侵入によって周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備	周辺の森林整備と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で竹林整備の事業量が森林整備の事業量を超えないものとする。	竹林整備に要する経費及び間接費
	森 林 作 業 道 整 備	森林作業道整備	森林作業道の開設、改良及び復旧	別表4のとおり	森林作業道の開設、改良及び復旧に要する経費及び間接費

別表3－1の注意事項

注1：人工造林及び樹下植栽等については、次の要件により実施する。

- (1) 地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。
- (2) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵えを実施した施行地において、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断した時は、植栽又は播種を実施するものとする。

2：特殊地拵（伐採前）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の割合は、当該主林木の概ね20%の範囲内とする。

3：補植は、植栽の実施の翌年度の初日から起算して5年以内に実施するものとする。
また、山地災害危険地区等の土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所においては、別表3－1の鳥獣害防止施設等整備の改良と一体的に行う場合に限り、気象害等に鳥獣害も含めることとし、別表3－1の人工造林により1,500本/ha以上の植栽を行った森林であっても、補植後の植栽密度が2,000本/haを超えない範囲で追加的な植栽を行うことができる。

4：倒木起こしの実施期間は、倒木被害の発生した年度及び翌年度内とする。

- 5：鳥獣害防止施設等整備については、次の要件により実施する。
- (1) 鳥獣害防止施設等整備については、当該鳥獣防止施設等整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。
- なお、当該施設には食害防止チューブ、忌避剤等を含むものとする。
- また、防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地（予定地を含む。）が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。
- (2) 鳥獣害防止施設等整備における施設改良については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。
- ① 森林整備事業の実施における標準的な規格（過去に示されていたものを含む。）に相当すると認められる既設の防護柵の改良であること。
- ② 改良の内容については、森林被害の防止のための施設の機能向上、又は、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象やこれらに帰因する倒木等により被害を受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧とし、維持管理に係るものでないこと。
- (3) 鳥獣害防止施設等整備の事業主体は、当該事業と一体的に行うべき施業の事業主体と異なっても差し支えない。
- 6：荒廃竹林整備（除伐、保育間伐、間伐又は更新伐で行った侵入竹の除去を含む。）の施行地において、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施の翌年度の初日から起算して3年後までの間に実施できる。
- 7：面的複層林施業の一環として更新伐を実施する場合は、「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知）に定める方法により伐採を行うものとする。
- 8：更新伐を実施した施行地については、天然更新作業又は広葉樹の植栽を行い、適切な更新を図らなければならない。
- 9：更新伐のうち、人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（面的複層林施業の一環として行うものを除く。）をいう。）を行う場合は、伐採率は当該主林木のおおむね50%以下の定性伐採（0.05ha以下の群状伐採を含む。）とする。
- 10：下記のいずれかの条件を満たす場合、「間伐」の対象齢級は限定しない。
- ① 地域の標準的な施業における林分密度を概ね5割以上回る森林。
- ② 立木の収量比数が概ね100分の95以上の森林。
- 11：標準伐期齢とは、「市町村森林整備計画」に定められるものとする。
- 12：除伐、保育間伐、間伐、更新伐については、当該施行の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内（前回実施した年度（交付決定日が含まれる年度）の翌年度から起算して5年以内）に同一施行地において、国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない場合に補助対象とする。
- ただし、保育間伐、間伐、更新伐について、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を20%未満とすることが適切であると判断され10%以上20%未満の伐採が行われた施行地は、この限りではない。

別表 3

2 特定機能回復事業（森林緊急造成）

整理区分	事業内容		採択基準	対象経費
育成単層林整備	皆伐により伐採した跡地等における人工更新及び萌芽更新等による森林の造成			
	人工造林	人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽、播種	地拵、苗木代、苗木運搬、植付け、支障木等伐倒に要する経費並びに間接費
		特殊地拵（低質木）	低質林等における前生樹の伐倒、除去、搬出集積	前生樹の伐倒・除去・搬出集積に要する経費並びに間接費
		特殊地拵（被害森林）		
		特殊地拵（竹）		
		特殊地拵（伐採前）		
		補植	気象害等（鳥獣害は除く）による苗木の枯損が発生した場合に、当初植栽した本数までの追加的な植栽（1回に限る）	人工造林により1,500本/ha以下の植栽を行った林分、かつ枯損率がおおむね30%以上
	単層林改良	単層林改良	優良な育成単層林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし等更新補助作業、稚幼樹が少ない場合の植え付け及び不用木の除去、不良木の淘汰等並びにこれらに伴う作業	地拵、地表かき起こし、苗木代、苗木運搬、植付け、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、林木の枝葉の除去に要する経費並びに間接費
		下刈（1回刈り）	雑草木の除去	針葉樹6年生以下 広葉樹10年生以下 （秋植の場合、植栽翌年の第1回目の下刈を1年生とする。（以下同じ））
		下刈（2回刈り）	雑草木の除去	5年生以下
保育（植栽型）	雪起こし	雪起こし	雪圧により成立本数の30%以上が倒伏した森林における倒木起こし	雪起こしに要する経費及び間接費

整理区分		事業内容		採 択 基 準	対 象 経 費
育成単層林整備	保育 (植栽型)	倒木起こし	気象災害等による倒伏木 (雪圧倒伏木を除く。)の倒 木起こし	10年生以下	倒木起こしに要する 経費及び間接費
		除伐	不用木(侵入竹含む。)の 除去、不良木の淘汰	11年生～25年生 (不用木が主林木の成長 を阻害することが明らか に予想される場合には、 35年生以下。)	不用木の除去、不良 木の淘汰に要する経費 及び間接費
	地表処理等により発生した林木又は植栽木等の健全な成長を目的として行う事業				
	保育 (天然更新型)	下刈	雑草木の除去	6年生以下	下刈に要する経費並 びに間接費
		雪起こし	雪圧により成立本数の30% 以上が倒伏した森林における 倒木起こし	10年生以下	雪起こしに要する経 費及び間接費
育成複層林整備	樹下植栽等	樹下植栽	優良な育成複層林の造成を 目的として行う地拵え、樹下 への植栽	上層木が11年生以上 (ただし、誘導伐の樹下 植栽は、上層木が46年生 以上の人工林)	地拵、苗木代、苗木 運搬、植付けに要する 経費及び間接費
		複層 林改 良	天然更新による森林の育成 を目的として行う地拵え、天 然稚幼樹の発生・育成を促す 地表かき起こし及び稚幼樹が 少ない場合の植栽(植栽後の 確実な成林を図るため必要が あるときは大苗の植栽)又は 播種、不用萌芽、不用木の除 去、不良木の淘汰、巻き枯ら し及び林木の枝葉の除去		地拵、苗木代、苗木 運搬、植付け、地表か き起こし、不用萌芽の 除去、不良木の淘汰、 林木の枝葉の除去に要 する経費及び間接費
	保育 (植 栽 型)	下刈	雑草木の除去	6年生以下	下刈に要する経費並 びに間接費
		除伐	不用木(侵入竹含む。)の 除去、不良木の淘汰	11年生～25年生 (不用木が主林木の成長 を阻害することが明らか に予想される場合には、 35年生以下。)	不用木の除去、不良 木の淘汰に要する経費 及び間接費
		雪起こし	雪圧により成立本数の30% 以上が倒伏した森林における 倒木起こし	10年生以下	雪起こしに要する経 費及び間接費
		倒木起こし	気象災害等による倒伏木 (雪圧倒伏木を除く。)の倒 木起こし	10年生以下	倒木起こしに要する 経費及び間接費
	地表処理等により発生した林木又は植栽木等の健全な成長を目的として行う事業				
	保育 (天然更新型)	下刈	雑草木の除去	6年生以下	下刈に要する経費並 びに間接費
		雪起こし	雪圧により成立本数の30% 以上が倒伏した森林における 倒木起こし	10年生以下	雪起こしに要する経 費及び間接費

整理区分		事業内容		採 択 基 準	対 象 経 費
付帯施設整備	備 鳥 獣 害 防 止 施 設 等 整 備	施設等整備	野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備	人工造林等の森林整備と一体的に実施するものに限る	防護柵、忌避剤、食害防止チューブの設置等に要する経費並びに間接費
		施設改良	既設の防護柵の改良	市町村森林整備計画に定められている鳥獣害防止森林区域内で実施するものに限る	防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上に要する経費並びに間接費
	荒 廃 竹 林 整 備	荒廃竹林整備	竹の侵入によって周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備	周辺の森林整備と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で竹林整備の事業量が森林整備の事業量を超えないものとする	竹林整備に要する経費及び間接費
	森 林 作 業 道 整 備	森林作業道整備	森林作業道の開設、改良及び復旧	別表４のとおり	森林作業道の開設、改良及び復旧に要する経費及び間接費

別表３－２の注意事項

注１：「別表３－１の注意事項（注１～６）」に準ずる。

２：鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、地方公共団体と森林所有者により締結された協定等の対象とする森林において、皆伐を行わない旨を定める期間に行われるものを補助対象とする。

別表 3

3 特定機能回復事業（被害森林整備）

整理区分	事業内容		採択基準	対象経費	
育成 単層林 整備	皆伐により伐採した跡地等における人工更新及び萌芽更新等による森林の造成				
	人工造林	人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽、播種		地拵、苗木代、苗木運搬、植付け、支障木等伐倒に要する経費並びに間接費
		特殊地拵（低質木）	低質林等における前生樹の伐倒、除去、搬出集積	立木の蓄積が1ha当たり概ね30m ³ 以上80m ³ 以下で小径木が大部分を占める森林において行うもの	前生樹の伐倒・除去・搬出集積に要する経費並びに間接費
		特殊地拵（被害森林）		立木の蓄積が1ha当たり概ね30m ³ 以上火災、気象災、病虫獣害等による被害による被害森林において行うもの	
		特殊地拵（竹）		竹の成立本数が1ha当たり概ね3,000本以上の竹林において行うもの	
		特殊地拵（伐採前）		副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において行うもの	
		補植	気象害等（鳥獣害は除く）による苗木の枯損が発生した場合に、当初植栽した本数までの追加的な植栽（1回に限る）	人工造林により1,500本/ha以下の植栽を行った林分、かつ枯損率がおおむね30%以上	地拵、苗木代、苗木運搬、植付け、支障木等の整理に要する経費並びに間接費
	単層林改良	優良な育成単層林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし等更新補助作業、稚幼樹が少ない場合の植え付け及び不用木の除去、不良木の淘汰等並びにこれらに伴う作業		地拵、地表かき起こし、苗木代、苗木運搬、植付け、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、林木の枝葉の除去に要する経費並びに間接費	
	保育（植栽型）	下刈（1回刈り）	雑草木の除去	針葉樹6年生以下 広葉樹10年生以下 （秋植の場合、植栽翌年の第1回目の下刈を1年生とする。（以下同じ））	下刈に要する経費並びに間接費
		下刈（2回刈り）	雑草木の除去	5年生以下	下刈に要する経費並びに間接費
		雪起こし	雪圧により成立本数の30%以上が倒伏した森林における倒木起こし	10年生以下	雪起こしに要する経費及び間接費
		倒木起こし	気象災害等による倒伏木（雪圧倒伏木を除く。）の倒木起こし	10年生以下	倒木起こしに要する経費及び間接費

整理区分		事業内容		採択基準	対象経費
育成 単層 林 整備	保育 (植栽型)	枝打ち	スギ、ヒノキ林分で林木の雄花の多い立木を主体に行う枝葉の除去	11年生～30年生	枝打ちに要する経費並びに間接費
		除伐	不用木（侵入竹含む。）の除去、不良木の淘汰	11年生～25年生	不用木の除去、不良木の淘汰に要する経費及び間接費
		保育間伐	適正な密度管理を目的として行う不用木（侵入竹含む。）の除去、不良木の淘汰、搬出集積	60年生以下又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積（被害木を含む。）に要する経費及び間接費
	更新伐	整理伐	天然林の質的・構造的な改善を目的とて、前生樹の伐倒・搬出集積及びこれらに伴う作業。	90年生以下	前生樹の伐倒・搬出集積（被害木を含む。）、巻き枯らしに要する経費及び間接費
	地表処理等により発生した林木又は植栽木等の健全な成長を目的として行う事業				
	保育 (天然更新型)	下刈	雑草木の除去	6年生以下	下刈に要する経費並びに間接費
		雪起こし	雪圧により成立本数の30%以上が倒伏した森林における倒木起こし	10年生以下	雪起こしに要する経費及び間接費
育成 複層 林 整備	更新伐	整理伐	天然林の質的・構造的な改善を目的とて、前生樹の伐倒・搬出集積及びこれらに伴う作業。	90年生以下	前生樹の伐倒・搬出集積（被害木を含む。）、巻き枯らしに要する経費及び間接費
		人工林整理伐	人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的として行う抜き伐り	90年生以下	林木の伐倒及び搬出集積（被害木を含む。）に要する経費及び間接費
		誘導伐	面的複層林施業における適正な密度管理を目的として、実施する抜き伐り及びこれらに伴う作業	46年生～90年生の人工林	支障木の伐倒、搬出集積（被害木を含む。）に要する経費及び間接費

整理区分		事業内容		採択基準	対象経費
育成 複層林整備	樹下植栽等	樹下植栽	優良な育成複層林の造成を目的として行う地拵え、樹下への植栽	上層木が11年生以上（ただし、誘導伐の樹下植栽は、上層木が46年生以上の人工林）	地拵、苗木代、苗木運搬、植付けに要する経費及び間接費
		複層林改良	天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽、不用木の除去、不良木の淘汰、巻き枯らし及び林木の枝葉の除去		地拵、苗木代、苗木運搬、植付け、地表かき起こし、不用萌芽の除去、不良木の淘汰、林木の枝葉の除去に要する経費及び間接費
	保育 （植栽型）	下刈	雑草木の除去	6年生以下	下刈に要する経費並びに間接費
		枝打ち	スギ、ヒノキ林分で林木の雄花の多い立木を主体に行う枝葉の除去	11年生～30年生	枝打ちに要する経費並びに間接費
		除伐	不用木（侵入竹含む。）の除去、不良木の淘汰	11年生～25年生	不用木の除去、不良木の淘汰に要する経費及び間接費
		保育間伐	適正な密度管理を目的として行う不用木（侵入竹含む。）の除去、不良木の淘汰、搬出集積	60年生以下又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積（被害木を含む。）に要する経費及び間接費
		雪起こし	雪圧により成立本数の30%以上が倒伏した森林における倒木起こし	10年生以下	雪起こしに要する経費及び間接費
		倒木起こし	気象災害等による倒伏木（雪圧倒伏木を除く。）の倒木起こし	10年生以下	倒木起こしに要する経費及び間接費
	地表処理等により発生した林木又は植栽木等の健全な成長を目的として行う事業				
	保育 （天然更新型）	下刈	雑草木の除去	6年生以下	下刈に要する経費並びに間接費
		雪起こし	雪圧により成立本数の30%以上が倒伏した森林における倒木起こし	10年生以下	雪起こしに要する経費及び間接費

整理区分		事業内容		採択基準	対象経費
付帯施設整備	鳥獣害防止施設等整備	施設等整備	野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備	人工造林等の森林整備と一体的に実施するものに限る	防護柵、忌避剤、食害防止チューブの設置等に要する経費並びに間接費
		施設改良	既設の防護柵の改良	市町村森林整備計画に定められている鳥獣害防止森林区域内で実施するものに限る	防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上に要する経費並びに間接費
	荒廃竹林整備	荒廃竹林整備	竹の侵入によって周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備	周辺の森林整備と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で竹林整備の事業量が森林整備の事業量を超えないものとする	竹林整備に要する経費及び間接費
	森林作業道整備	森林作業道整備	森林作業道の開設、改良及び復旧	別表4のとおり	森林作業道の開設、改良及び復旧に要する経費及び間接費

別表3-3の注意事項

注1：「別表3-1の注意事項（注1～7）」および「別表3-2の注意事項（注2）」に準ずる。

2：更新伐のうち、人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（面的複層林施業の一環として行うものを除く。）をいう。）を行う場合は、伐採率は当該主林木のおおむね50%以下の定性伐採（0.05ha以下の群状伐採を含む。）とする。ただし、特定機能回復事業による更新伐は、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採を可能とする。

3：保育間伐及び更新伐を実施する場合について、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。また、同様の観点から、早期に実施する必要があると認められる場合においては、別表3-1注12（ただし書の規定を除く。）は適用しない。

別表 3

4 特定機能回復事業（重要インフラ施設周辺森林整備）

整理区分	事 業 内 容		採 択 基 準	対 象 経 費	
育 成 単 層 林 整 備	皆伐により伐採した跡地等における人工更新及び萌芽更新等による森林の造成				
	人 工 造 林	人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽、播種		地拵、苗木代、苗木運搬、植付け、支障木等伐倒に要する経費並びに間接費
		特殊地拵（低質木）	低質林等における前生樹の伐倒、除去、搬出集積	立木の蓄積が1ha当たり概ね30m ³ 以上80m ³ 以下で小径木が大部分を占める森林において行うもの	前生樹の伐倒・除去・搬出集積に要する経費並びに間接費
		特殊地拵（被害森林）		立木の蓄積が1ha当たり概ね30m ³ 以上火災、気象災、病虫獣害等による被害による被害森林において行うもの	
		特殊地拵（竹）		竹の成立本数が1ha当たり概ね3,000本以上の竹林において行うもの	
		特殊地拵（伐採前）		副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において行うもの	
		補植	気象害等（鳥獣害は除く）による苗木の枯損が発生した場合に、当初植栽した本数までの追加的な植栽（1回に限る）	人工造林により1,500本 /ha 以下の植栽を行った林分、かつ枯損率がおおむね 30 %以上	地拵、苗木代、苗木運搬、植付け、支障木等の整理に要する経費並びに間接費
	単層林改良	優良な育成単層林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし等更新補助作業、稚幼樹が少ない場合の植え付け及び不用木の除去、不良木の淘汰等並びにこれらに伴う作業		地拵、地表かき起こし、苗木代、苗木運搬、植付け、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、林木の枝葉の除去に要する経費並びに間接費	
	保 育 （ 植 栽 型 ）	下刈（1回刈り）	雑草木の除去	針葉樹6年生以下 広葉樹10年生以下 （秋植の場合、植栽翌年の第1回目の下刈を1年生とする。（以下同じ））	下刈に要する経費並びに間接費
		下刈（2回刈り）	雑草木の除去	5年生以下	下刈に要する経費並びに間接費
		雪起こし	雪圧により成立本数の30%以上が倒伏した森林における倒木起こし	10年生以下	雪起こし並びに要する経費及び間接費
倒木起こし		気象災害等による倒伏木（雪圧倒伏木を除く。）の倒木起こし	10年生以下	倒木起こしに要する経費及び間接費	

整理区分		事業内容		採択基準	対象経費
育成単層林整備	保育（植栽型）	枝打ち	スギ、ヒノキ林分で林木の雄花の多い立木を主体に行う枝葉の除去	11年生～30年生	枝打ちに要する経費並びに間接費
		除伐	不用木（侵入竹含む。）の除去、不良木の淘汰	11年生～25年生	不用木の除去、不良木の淘汰に要する経費及び間接費
		保育間伐	適正な密度管理を目的として行う不用木（侵入竹含む。）の除去、不良木の淘汰、搬出集積	60年生以下又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積（被害木を含む。）に要する経費及び間接費
	更新伐	整理伐	天然林の質的・構造的な改善を目的とて、前生樹の伐倒・搬出集積及びこれらに伴う作業。	90年生以下	前生樹の伐倒・搬出集積（被害木を含む。）、巻き枯らしに要する経費及び間接費
	地表処理等により発生した林木又は植栽木等の健全な成長を目的として行う事業				
	保育（天然更新型）	下刈	雑草木の除去	6年生以下	下刈に要する経費並びに間接費
		雪起こし	雪圧により成立本数の30%以上が倒伏した森林における倒木起こし	10年生以下	雪起こしに要する経費及び間接費
育成複層林整備	更新伐	整理伐	天然林の質的・構造的な改善を目的とて、前生樹の伐倒・搬出集積及びこれらに伴う作業。	90年生以下	前生樹の伐倒・搬出集積（被害木を含む。）、巻き枯らしに要する経費及び間接費
		人工林整理伐	人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的として行う抜き伐り	90年生以下	林木の伐倒及び搬出集積（被害木を含む。）に要する経費及び間接費
		誘導伐	面的複層林施業における適正な密度管理を目的として、実施する抜き伐り及びこれらに伴う作業	46年生～90年生の人工林	支障木の伐倒、搬出集積（被害木を含む。）に要する経費及び間接費

整理区分		事業内容		採択基準	対象経費
育成 複層林 整備	樹下植栽等	樹下植栽	優良な育成複層林の造成を目的として行う地拵え、樹下への植栽	上層木が11年生以上（ただし、誘導伐の樹下植栽は、上層木が46年生以上の人工林）	地拵、苗木代、苗木運搬、植付けに要する経費及び間接費
		複層林改良	天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽、不用木の除去、不良木の淘汰、巻き枯らし及び林木の枝葉の除去		地拵、苗木代、苗木運搬、植付け、地表かき起こし、不用萌芽の除去、不良木の淘汰、林木の枝葉の除去に要する経費及び間接費
	保育 （植栽型）	下刈	雑草木の除去	6年生以下	下刈に要する経費並びに間接費
		枝打ち	スギ、ヒノキ林分で林木の雄花の多い立木を主体に行う枝葉の除去	11年生～30年生	枝打ちに要する経費並びに間接費
		除伐	不用木（侵入竹含む。）の除去、不良木の淘汰	11年生～25年生	不用木の除去、不良木の淘汰に要する経費及び間接費
		保育間伐	適正な密度管理を目的として行う不用木（侵入竹含む。）の除去、不良木の淘汰	60年生以下又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分	不用木の除去、不良木の淘汰に要する経費及び間接費
		雪起こし	雪圧により成立本数の30%以上が倒伏した森林における倒木起こし	10年生以下	雪起こしに要する経費及び間接費
		倒木起こし	気象災害等による倒伏木（雪圧倒伏木を除く。）の倒木起こし	10年生以下	倒木起こしに要する経費及び間接費
	地表処理等により発生した林木又は植栽木等の健全な成長を目的として行う事業				
	保育 （天然更新型）	下刈	雑草木の除去	6年生以下	下刈に要する経費並びに間接費
		雪起こし	雪圧により成立本数の30%以上が倒伏した森林における倒木起こし	10年生以下	雪起こしに要する経費及び間接費

整理区分		事業内容		採 択 基 準	対 象 経 費
付帯施設整備	鳥獣害防止施設等整備	施設等整備	野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備	人工造林等の森林整備と一体的に実施するものに限る	防護柵、忌避剤、食害防止チューブの設置等に要する経費並びに間接費
		施設改良	既設の防護柵の改良	市町村森林整備計画に定められている鳥獣害防止森林区域内で実施するものに限る	防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上に要する経費並びに間接費
	荒廃竹林整備	荒廃竹林整備	竹の侵入によって周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備	周辺の森林整備と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で竹林整備の事業量が森林整備の事業量を超えないものとする	竹林整備に要する経費及び間接費
	森林作業道整備	森林作業道整備	森林作業道の開設、改良及び復旧	別表４のとおり	森林作業道の開設、改良及び復旧に要する経費及び間接費

別表３－４の注意事項

注１：「別表３－３の注意事項（注１～３）」に準ずる。

別表 3

5 特定機能回復事業（林相転換特別対策（特定スギ人工林））

整理区分	事業内容		採択基準	対象経費
育成 単層 林 整備	皆伐により伐採した跡地等における人工更新及び萌芽更新等による森林の造成			
	人工 造林	人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽、播種	地拵（機械地拵えに限る）、苗木代、苗木運搬、植付け、支障木等伐倒に要する経費並びに間接費
		特殊地拵（低質木）	低質林等における前生樹の伐倒、除去、搬出集積	前生樹の伐倒・除去・搬出集積に要する経費並びに間接費
		特殊地拵（被害森林）	立木の蓄積が1ha当たり概ね30m ³ 以上80m ³ 以下で小径木が大部分を占める森林において行うもの	
		特殊地拵（伐採前）	立木の蓄積が1ha当たり概ね30m ³ 以上火災、気象災、病虫獣害等による被害による被害森林において行うもの	
		補植	副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において行うもの	地拵、苗木代、苗木運搬、植付け、支障木等の整理に要する経費並びに間接費
		補植	気象害等（鳥獣害は除く）による苗木の枯損が発生した場合に、当初植栽した本数までの追加的な植栽（1回に限る）	
（保 植 育 栽 型 ）	下刈（1回刈り）	雑草木の除去	針葉樹6年生以下 広葉樹10年生以下 （秋植の場合、植栽翌年の第1回目の下刈を1年生とする。（以下同じ））	下刈に要する経費並びに間接費
	下刈（2回刈り）	雑草木の除去	5年生以下	下刈に要する経費並びに間接費

整理区分		事業内容		採択基準	対象経費
育成 複層 林整備	一貫作業	一貫作業	標準伐期齢以上の林分で行う林相転換を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）の各作業を並行又は連続して行う一貫作業		支障木等伐倒費、搬出集積費、地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け経費及び間接費
	更新伐	人工林整理伐	人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的として行う抜き伐り	90年生以下	林木の伐倒及び搬出集積に要する経費及び間接費
		誘導伐	面的複層林施業における適正な密度管理を目的として、実施する抜き伐り及びこれらに伴う作業	46年生～90年生の人工林	支障木の伐倒、搬出集積に要する経費及び間接費
	（植保 栽育 型）	下刈	雑草木の除去	6年生以下	下刈に要する経費並びに間接費
付帯施設整備	鳥獣害防止施設等整備	施設等整備	野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備	人工造林等の森林整備と一体的に実施するものに限る	防護柵、忌避剤、食害防止チューブの設置等に要する経費並びに間接費
		施設改良	既設の防護柵の改良	市町村森林整備計画に定められている鳥獣害防止森林区域内で実施するものに限る	防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上に要する経費並びに間接費
	森林作業道整備	森林作業道整備	森林作業道の開設、改良及び復旧	別表4のとおり	森林作業道の開設、改良及び復旧に要する経費及び間接費

別表3－5の注意事項

注1：人工造林について、地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。

2：一貫作業は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。

3：一貫作業は、「伐採作業と造林作業の連携等の促進について」（平成30年3月29日付け29林整整第977号林野庁森林整備部整備課長通知）に則り、各作業を並行又は連続して実施するものとする。

- 4：一貫作業において、前生樹を伐採するに当たり、生物多様性の保全の観点から、高木性の広葉樹等については、単木的に保残することができるものとする。
- 5：更新伐を実施する場合について、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。また、同様の観点から、早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去5年以内に保育間伐、間伐又は更新伐が実施された施行地であっても実施できるものとする。
- 6：「別表3－1の注意事項（注2～3、5、7、8）」、「別表3－2の注意事項（注2）」および「別表3－3の注意事項（注2）」に準ずる。

別表 3

6 特定機能回復事業（保全松林緊急保護整備）

整理区分		事業内容		採択基準	対象経費
保全松林緊急保護整備	衛生伐	不用木等の除去・処理	松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理とする。		不用木及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理に要する経費並びに間接費
	育成単層林整備	皆伐により伐採した跡地等における人工更新及び萌芽更新等による森林の造成			
		人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽、播種		地拵、苗木代、苗木運搬、植付け、支障木等伐倒に要する経費並びに間接費
		特殊地拵（低質木）	低質林等における前生樹の伐倒、除去、搬出集積	立木の蓄積が1ha当たり概ね30m ³ 以上80m ³ 以下で小径木が大部分を占める森林において行うもの	前生樹の伐倒・除去・搬出集積に要する経費並びに間接費
		特殊地拵（被害森林）		立木の蓄積が1ha当たり概ね30m ³ 以上火災、気象災、病虫獣害等による被害による被害森林において行うもの	
		特殊地拵（竹）		竹の成立本数が1ha当たり概ね3,000本以上の竹林において行うもの	
		特殊地拵（伐採前）		副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において行うもの	
		補植	気象害等（鳥獣害は除く）による苗木の枯損が発生した場合に、当初植栽した本数までの追加的な植栽（1回に限る）	人工造林により1,500本/ha以下の植栽を行った林分、かつ枯損率がおおむね30%以上	地拵、苗木代、苗木運搬、植付け、支障木等の整理に要する経費並びに間接費
		単層林改良	優良な育成単層林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし等更新補助作業、稚幼樹が少ない場合の植え付け及び不用木の除去、不良木の淘汰等並びにこれらに伴う作業		地拵、地表かき起こし、苗木代、苗木運搬、植付け、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、林木の枝葉の除去に要する経費並びに間接費
		保育（植栽型）	下刈（1回刈り）	針葉樹6年生以下 広葉樹10年生以下 （秋植の場合、植栽翌年の第1回目の下刈を1年生とする。（以下同じ））	下刈に要する経費並びに間接費
			下刈（2回刈り）	5年生以下	下刈に要する経費並びに間接費
			雪起こし	10年生以下	雪起こしに要する経費及び間接費

整理区分			事業内容		採択基準	対象経費
保全 松林 緊急 保護 整備	育成 単層 林 整備	保育 （植栽型）	倒木起こし	気象災害等による倒伏木（雪压倒伏木を除く。）の倒木起こし	10年生以下	倒木起こしに要する経費及び間接費
			除伐	不用木（侵入竹含む。）の除去、不良木の淘汰	11年生～25年生	不用木の除去、不良木の淘汰に要する経費及び間接費
			保育間伐	適正な密度管理を目的として行う不用木（侵入竹含む。）の除去、不良木の淘汰	60年生以下又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分	不用木の除去、不良木の淘汰に要する経費及び間接費
		更新伐	整理伐	天然林の質的・構造的な改善を目的とて、前生樹の伐倒・搬出集積及びこれらに伴う作業。	90年生以下	前生樹の伐倒・搬出集積、巻き枯らしに要する経費及び間接費
		地表処理等により発生した林木又は植栽木等の健全な成長を目的として行う事業				
	保育 （天然更新型）	下刈	雑草木の除去	6年生以下	下刈に要する経費並びに間接費	
		雪起こし	雪圧により成立本数の30%以上が倒伏した森林における倒木起こし	10年生以下	雪起こしに要する経費及び間接費	
	育成 複層 林 整備	更新伐	整理伐	天然林の質的・構造的な改善を目的とて、前生樹の伐倒・搬出集積及びこれらに伴う作業。	90年生以下	前生樹の伐倒・搬出集積、巻き枯らしに要する経費及び間接費
			人工林整理伐	人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的として行う抜き伐り	90年生以下	林木の伐倒及び搬出集積に要する経費及び間接費
			誘導伐	面的複層林施業における適正な密度管理を目的として、実施する抜き伐り及びこれらに伴う作業	46年生～90年生の人工林	支障木の伐倒、搬出集積に要する経費及び間接費

整理区分			事業内容		採択基準	対象経費
保全 松林 緊急 保護 整備	育成 複層 林整 備	樹下植栽等	樹下植栽	優良な育成複層林の造成を目的として行う地拵え、樹下への植栽	上層木が11年生以上（ただし、誘導伐の樹下植栽は、上層木が46年生以上の人工林）	地拵、苗木代、苗木運搬、植付けに要する経費及び間接費
			複層林改良	天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽、不用木の除去、不良木の淘汰、巻き枯らし及び林木の枝葉の除去		地拵、苗木代、苗木運搬、植付け、地表かき起こし、不用萌芽の除去、不良木の淘汰、林木の枝葉の除去に要する経費及び間接費
		保育 （植栽型）	下刈	雑草木の除去	6年生以下	下刈に要する経費並びに間接費
			除伐	不用木（侵入竹含む。）の除去、不良木の淘汰	11年生～25年生	不用木の除去、不良木の淘汰に要する経費及び間接費
			保育間伐	適正な密度管理を目的として行う不用木（侵入竹含む。）の除去、不良木の淘汰	60年生以下又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分	不用木の除去、不良木の淘汰に要する経費及び間接費
			雪起こし	雪圧により成立本数の30%以上が倒伏した森林における倒木起こし	10年生以下	雪起こしに要する経費及び間接費
			倒木起こし	気象災害等による倒伏木（雪圧倒伏木を除く。）の倒木起こし	10年生以下	倒木起こしに要する経費及び間接費
		地表処理等により発生した林木又は植栽木等の健全な成長を目的として行う事業				
		保育 （天然更新型）	下刈	雑草木の除去	6年生以下	下刈に要する経費並びに間接費
			雪起こし	雪圧により成立本数の30%以上が倒伏した森林における倒木起こし	10年生以下	雪起こしに要する経費及び間接費

整理区分		事業内容		採択基準	対象経費
付帯施設整備	鳥獣害防止施設等整備	施設等整備	野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備	人工造林等の森林整備と一体的に実施するものに限る	防護柵、忌避剤、食害防止チューブの設置等に要する経費並びに間接費
		施設改良	既設の防護柵の改良	市町村森林整備計画に定められている鳥獣害防止森林区域内で実施するものに限る	防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上に要する経費並びに間接費
	荒廃竹林整備	荒廃竹林整備	竹の侵入によって周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備	周辺の森林整備と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で竹林整備の事業量が森林整備の事業量を超えないものとする	竹林整備に要する経費及び間接費
	森林作業道整備	森林作業道整備	森林作業道の開設、改良及び復旧	別表４のとおり	森林作業道の開設、改良及び復旧に要する経費及び間接費

別表３－６の注意事項

注１：「別表３－３の注意事項（注１～３）」に準ずる。

- ２：保育間伐及び更新伐を実施する場合について、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。また、同様の観点から、早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去５年以内に保育間伐、間伐又は更新伐が実施された施行地であっても実施できるものとする。

7 県費造林補助事業

37

別表 4

森林作業道整備の採択基準

区 分	採択基準	備 考
森林作業道整備	山口県森林作業道作設指針及び山口県森林作業道開設基準に則る森林作業道の開設、改良及び復旧（暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）であって、次の全てに該当するものとする。	（本体施業） 人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、一貫作業
作業道（主として4輪自動車が走行する道をいう。）		
作業路（主として林業用機械（クローラ型）が走行する道をいう。）	1 本体施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。ただし、森林環境保全直接支援事業で実施する改良及び復旧についてはこの限りではない。 2 実施計画に記載された既設の林内路網の状況からみて当該事業計画に記載された林内路網整備の目標を達成するために整備することが相当であると認めるもの。 3 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの。	

【共通事項】

注：1 先行して実施されるもの

- （1）採択基準1の一定期間施業とは、作業道整備の完了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内とし、この期間内に本体施業に着手し、完了後速やかに申請することを原則とする。なお、この期間内に施業が行われなかった場合は、その事由を明らかにした書面を提出しなければならない。
- （2）森林作業道整備は、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は施業実施同意書等で本体施業の実施を確認出来るものに限る。
- ただし、森林経営計画、特定間伐等促進計画に基づくもののうち、本体施業が次期計画にまたがる場合は、先行開設した作業道と同じ計画に基づく本体施業であること。

2 事業主体

森林作業道整備は、当該事業と一体的に行うべき施業の事業主体と異なっても差し支えないものとする。

3 森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。

【個別事項】

注：1 効率的な森林作業道の開設

施業対象区域の拡大を伴わないなど森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道の開設は実施できないものとする。

2 既設道等の改良

森林作業道の改良については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- (1) 原則として、本事業において開設した森林作業道（平成 22 年度以前に開設した作業道等を含む。）(2)において同じ。）であって、開設の翌年度の初日から起算して 3 年以上を経過したものの改良であること。
- (2) 当該森林作業道の開設又は前回行った改良と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。
- (3) 1 箇所の事業費がおおむね 20 万円以上であること。
- (4) 改良の内容については、「森林作業道作設指針の制定について」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）第 2 に定める切土・盛土を伴う拡幅、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、通常の維持管理に係るものでないこと。

3 森林作業道の復旧

森林作業道の復旧については、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- (1) 1 箇所の事業費がおおむね 20 万円以上であること。
- (2) 復旧の内容については、「森林作業道作設指針の制定について」第 2 に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、通常の維持管理に係るものでないこと。

別記

第1号様式（第5条関係）

造林事業補助金交付申請書
(事業名：)

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者又は
その代理人 住所

氏名

(電話 局 番)

造林事業を完了したので、補助金を交付されるよう山口県補助金等交付規則第3条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 造林内訳表（別記第2号様式）
- 2 収支予算書及び造林費支出明細表（別記第3～4号様式）
- 3 造林施業図（別記第5号様式）
- 4 造林箇所位置図（別記第6号様式）
- 5 受委託契約書（写）又は請負契約書（写）
- 6 現地写真（施業前、完了後）
- 7 オルソ画像等（施業地の位置、区域、面積、施業状況がわかるもの）
- 8 現場労働者に係る社会保険等加入状況調査票（別記第7号様式）
- 9 搬出材積集計表（別記第8号様式）
- 10 平均胸高直径調査表（別記9号様式）
- 11 森林経営計画の作成に係る同意書（別記10号様式）
- 12 委任状（別記11号様式）
- 13 施業期間が確認できる書類
- 14 森林所有者等との協定書（写）
- 15 その他山口県造林事業等実施要領に定めるもの

- 注1 この申請書は、別に定める事業名ごとに作成すること。
- 2 申請者又はその代理人の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 「収支予算書」及び「造林費支出明細表」は、申請者が市町の場合のみ添付すること。
- 4 「造林地施業図」は、作業道の開設に係る事業の場合にあっては、添付する必要がないこと。
- 5 「受委託契約書（写）又は請負契約書（写）」は、事業主体が他者に委託又は請け負わせて作業を実施した場合に提出する。ただし、市町以外の事業主体で森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。
- 6 「現地写真」は、原則として位置情報が記録されたものとする。
- 7 「オルソ画像等」を提出する場合は、「造林施業図」、「造林箇所位置図」及び「現地写真」を省略できる。
- 8 「搬出材積集計表」は、間伐、更新伐に係る交付申請の場合に限り添付すること。
- 9 「平均胸高直径調査表」は、保育間伐において、伐採しようとする不良木の平均胸高直径が18cm未満の場合で実施する際に、添付すること。
- 10 「森林経営計画の作成に係る同意書」は、特定間伐等促進計画の実施計画に基づき行う場合に、必要に応じて添付すること。
- 11 「施業期間が確認できる書類」は、「受委託契約書」や「現場労働者に係る社会保険等加入状況調査票」等で施業期間を確認できる場合は、添付する必要はない。
- 12 「森林所有者等との協定書の写し」は、特定機能回復事業の場合に提出すること。

造林内訳表
(事業名：)

林 造 工 人
栽 植 下 樹

[illegible]

- 42

別記

第2号様式（その2）（第5条関係）

〔保更 新 育伐〕

造林内訳表

（事業名： ）

番号	森林の種類	事業 施行地	森林 所有者 住所氏 名	作業 区分	補助 区分	樹種	林 齢	植栽 時期	面積	材積	施行 方法	備 考										
												県費 造林	伐採 本数	伐採 率等	上層 木 本数 等	枝下 高	使用 薬剤	薬剤 使用 量 ()	認定 番号	林小 班番 号	電話 番号	その他

- 注 1 この内訳書は、別に定める事業名及び整理区分の種類ごとに作成すること。この場合、保育にあっては下刈り、除伐、間伐、雪起こし、倒木起こし、枝打ち別にそれぞれ作成すること。
- 2 「番号」欄は、事業施行地ごとに一連番号を付し、当該番号を記入すること。この場合、当該番号と造林地施業図及び造林箇所位置図との番号は、同一とすること。
- 3 「森林の種類」欄は、普通林と保安林等との区分（保安林等にあっては、その名称。）を記入すること。
- 4 「作業区分」欄は、以下により記入すること。
 （1） 保育：下刈り、除伐、保育間伐、間伐、雪起こし、倒木起こし、枝打ち
 （2） 更新伐：伐倒除去、枝払い、地表かき起こし、萌芽除去
 （3） 衛生伐については、不用木及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理
- 5 「補助区分」欄は、別表2に定める区分により記入すること。
- 6 「植栽時期」欄は、下刈りについてのみ、植栽年度及び時期（前期、秋植、後期の別）を記入すること。
- 7 「材積」欄は、間伐及び更新伐のうち搬出を伴うものについては、搬出した材積を記入すること。衛生伐については、破碎、焼却、薬剤処理を行った材積を記入すること。
- 8 「施行方法」欄は、直営、委託又は請負の別を記入すること。
- 9 「面積」欄は、雪起こし及び倒木起こしをする場合にあってはその実被害面積を下段に、被害区域面積を（ ）上段外書きで記入すること。
 また、間伐、更新伐に係る面積は、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積を下段に、施行地の面積を（ ）上段外書きで記入すること。

- 10 「備考」欄における記入方法は、次のとおりとする。
- (1) 「県費造林」欄は、作業区分が森林整備推進事業（略号：森推）、水源林整備推進事業（略号：水源）に該当する場合には、該当する事業の略号を記入すること。
 - (2) 「伐採本数」欄は、更新伐のうち衛生伐について被害木の伐採本数を記入すること。
 - (3) 「伐採率等」欄は、除伐、保育間伐、間伐をする場合にあってはその本数実施率を、雪起こし及び倒木起こしをする場合にあってはその本数被害率を、枝打ち又は抜き伐り等（枝払い）をする場合にあってはその総本数を記入すること。
衛生伐については、不用木除去の本数実施率を記載すること。
 - (4) 「上層木本数等」欄は、枝払いをする場合にあってはその総本数（更新伐にあっては上層木本数。）を記入すること。
 - (5) 「枝下高等」欄は、枝打ちをする場合にあってはその枝下高を、抜き伐り等（枝払い）をする場合にあってはその枝下高及び実施率を記入すること。
 - (6) 「使用薬剤」欄は、松くい虫被害木の処理に使用した薬剤名を記入すること。
 - (7) 「使用量」欄は、松くい虫被害木の処理に使用した薬剤の使用量を記入すること。
 - (8) 「認定番号」欄は、森林経営計画等の認定番号を記入すること。
間伐、更新伐については、上段に森林経営計画等の認定番号、下段に集約化実施計画の承認番号を記入すること。
 - (9) 「林小班番号」欄は、事業施行地が該当する地域森林計画における林小班番号を記入すること。この場合、一事業施行地に二以上の林小班がある場合は代表となる林小班番号を、原野造林等で該当する林小班が無い場合はその最寄りの林小班番号を（ ）書きで記入すること。
 - (10) 「電話番号」欄は、森林所有者の電話番号を記入すること。
 - (11) 「その他」欄は、「県費造林」が水源に該当するときはダム名を、森林所有者が市町村又は森林整備法人の場合にあっては、実行経費を記入すること。
- 11 造林補助金システムを使用する場合は、この様式の限りではない。

別記

第2号様式（その3）（第5条関係）

〔 森林作業道整備 〕

造林内訳表

番 号	事業施行地	森林所有者 住所氏名	事業実施者	補助 区分	先行 開設	樹種	林齢	幅員	延長	施行 方法	認定 番号	林小班 番号	電話番 号	備 考

注 1 この内訳表は、事業の種類ごとに作成すること。

2 「番号」欄は、事業施行地ごとに一連番号を付し、当該番号を記入すること。この場合、当該番号と造林箇所位置図との番号は、同一とすること。

3 「事業施行地」欄は、作業道の起点を記入すること。

4 「補助区分」欄は、別に定める区分により記入すること。

5 「先行開設」欄は、一定期間施業に先行して森林作業道整備を実施した場合に、「先行実施」と記入すること。

なお、「一定期間施業に先行して森林作業道整備を実施した場合」とは、森林作業道整備の補助申請時点で本体施業が着手されていないものをいう。

6 「施行方法」欄は、直営、委託又は請負の別を記入すること。

7 「認定番号」欄は、森林経営計画等の認定番号を記入すること。

8 「林小班番号」欄は、事業施行地が該当する地域森林計画における林小班番号を記入すること。

なお、一事業施行地に二以上の林小班がある場合は代表となる林小班番号を記入すること。

9 「電話番号」欄は、森林所有者の電話番号を記入すること。

10 「備考」欄は、市町又は森林整備法人の場合にあっては実行経費を記入すること。

また、本体事業の作業区分を記入すること。

11 造林補助金システムを使用する場合は、この様式の限りではない。

別記
第2号様式（その4）（第5条関係）

造林内訳表
（事業名： ）

〔鳥獣害防止施設等整備
荒 廃 竹 林 整 備 〕

番 号	事業施行地	森林所有者 住所氏名	事業実施者	樹種	林齢	補助 区分	工種	数 量	施行方 法	認定番 号	林小班番号	電話番号	備 考

- 注 1 この内訳表は、別に定める事業名ごとに作成すること。
- 2 「番号」欄は、事業施行地ごとに一連番号を付し、当該番号を記入すること。この場合、当該番号と造林箇所位置図との番号は、同一とすること。
- 3 「補助区分」欄は、別に定める区分により記入すること。
- 4 「工種」は、防護柵、食害防止チューブ、枝条巻付け、忌避剤、遮光ネット、竹林整備の区分を記載する。
- 5 「数量」は、防護柵は延長、食害防止チューブ、枝条巻付け、忌避剤、遮光ネット、竹林整備は面積を記載する。
- 6 「施行方法」欄は、直営、委託又は請負の別を記入すること。
- 7 「認定番号」欄は、森林経営計画等の認定番号を記入すること。
- 8 「林小班番号」欄は、事業施行地が該当する地域森林計画における林小班番号を記入すること。
なお、一事業施行地に二以上の林小班がある場合は代表となる林小班番号を記入すること。
- 9 「電話番号」欄は、森林所有者の電話番号を記入すること。
- 10 「備考」欄は、市町又は森林整備法人の場合にあっては実行経費を記入すること。
また、本体事業の作業区分を記入すること。
- 11 造林補助金システムを使用する場合は、この様式の限りではない。

別記
第 2 号様式（その 5）（第 5 条関係）
■造林内訳書

申請年度	農林事務所名		指定地域	市町村	申請者	事業主体							
事業名			事業区分	作業区分									
申請番号	森林所有者氏名	施行市町村名	災害種類 水源地区 松くい区域	総分1 総分2① 総分2②	県造林①	区域面積又は 幅員 (ha、m)	実施面積 ①(ha)	実施面積 ②(ha)	実施面積 ③(ha)	実施面積 ④(ha)	実施面積 ⑤(ha)	実施面積 ⑥(ha)	
	森林所有者市町村	大字－字－地番	補助区分	総分2③	県造林②	申請面積又は 延長 (ha、m)	樹種① 林齢① (年生)	樹種② 林齢② (年生)	樹種③ 林齢③ (年生)	樹種④ 林齢④ (年生)	樹種⑤ 林齢⑤ (年生)	樹種⑥ 林齢⑥ (年生)	
	大字－地番	森林種類 筆数	施行方法 計画番号 植栽時期	総分2④ 総分2⑤ 総分2⑥	県造林③	実行経費 (円)	苗木 番号①	苗木 番号②	苗木 番号③	苗木 番号④	苗木 番号⑤	苗木 番号⑥	薬剤名称
	森林所有形態	林小班		電話番号	間接費率	単価世代	苗木本数 ①(本)	苗木本数 ②(本)	苗木本数 ③(本)	苗木本数 ④(本)	苗木本数 ⑤(本)	苗木本数 ⑥(本)	薬剤 使用量(ℓ)
				区域面積小計 (ha、m)		特 殊 地 帯	区域面積小計 (ha、m)						
				申請面積小計 (ha、m)			申請面積小計 (ha、m)						
				区域面積総計 (ha、m)			区域面積総計 (ha、m)						
				申請面積総計 (ha、m)			申請面積総計 (ha、m)						

注) 搬出を伴う作業種においては、申請面積欄を搬出材積に読み変える。

別記

第3号様式（第5条関係）

収支予算書

1 収入

科目	予算額	備考
	円	
合計		

2 支出

科目	予算額	備考
	円	
合計		

別記

第4号様式（第5条関係）

造林費支出明細表

市町名

事業名				森林の 種類		事業 施行地	
区分					金額		備考
経 費 の 内 訳	直 営 分	労務費			円		
		原材料費					
	委 託 ・ 請 負 分	雑費					
		委託費 請負費					
		雑費					
合計							

注 1 「事業名」欄は、別表1の事業名を記入すること。

2 「森林の種類」欄は、普通林と保安林等との区分（保安林等にあつては、その名称）を記入すること。

3 「雑費」欄は、保険料、消耗品費、備品費等の支出金額を計上するとともに、その「備考」欄に該当費目を記入すること。

別記

第5号様式（第5条関係）

造林地施業図

- 1 事業名
- 2 事業区分
- 3 申請番号
- 4 森林所有者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
市 町 氏名
郡
- 5 事業施行地
市 町 大字 字 番地
郡
- 6 区域面積 h a
申請面積 h a
- 7 縮尺

- 注 1 事業名及び事業区分は別に定める事業名及び事業の整理区分、事業内容を記入すること。
- 2 下刈り及び森林作業道整備以外の作業種については、造林地施業図の付属として、5千分の1の森林計画図に施行箇所を図示し、添付すること。
- 3 間伐、更新伐については、既設の森林作業道（森林作業道台帳により管理されているもの）の線形、延長及び幅員を記載する。（森林作業道開設の場合において、森林作業道の敷地面積を除地とする場合も同様とする。）
- 4 除地（1か所0.01ha以上）があるときは図示すること。

別記

第6号様式（第5条関係）

造林箇所位置図

（事業名 ）

- 注 1 この位置図は、5万分の1の地形図を使用し、別に定める事業名及び整理区分（事業の種類）別にそれぞれ作成すること。
- 2 事業施業地の位置に○印を付し、その右上に事業内訳書の番号と同一の番号を記入する。

別記

第7号様式（第5条関係）

社会保険等加入実態状況調査票

事業実施期間	自	年	月	日
	至	年	月	日

申請 番号	作業者名	労災保険		雇用保険		健康保険		厚生年金保険		退職金共済				計	事業 実行者	直営・請負 別	備考
		加入	6点	加入	1点	加入	5点	加入	10点	中退共		中退共以外					
										加入	3点	加入	2点				
計																	
平均																	

別記

第8号様式（第5条関係）

搬出材積集計表

申請番号	整理番号	施行地	樹種	林齢	面積 (ha)	搬出材積 (m ³)	証明書等	搬出方法	備考
合計									

1ha当たりの搬出材積（（搬出材積）／（面積））	÷	=	m ³ ／ha
--------------------------	---	---	--------------------

平均胸高直径調査表

申請番号	標準地番号	標準地面積(ha)	胸高直径(cm) a	本数(本) b	$c=a \times b$	平均値 $d=c/b$	備考
		計					
		計					
		計					
	合計						

注1：伐採した不良木の平均胸高直径調査は、標準地調査により行うものとする。
標準地は、1箇所100㎡以上、設置箇所数の基準は下表のとおりとする。
なお、標準地は、施行地内の尾根部や浴部に偏らぬよう配置し、林況が著しく異なる場合
(樹種・林齢・斜面の向きが異なる等)は、適宜、標準地を追加すること。

実施面積	1.0ha未満	1.0ha以上 ～ 2.0ha未満	2.0ha以上 ～ 3.0ha未満	3.0ha以上
標準地設置箇所数	1以上	2以上	3以上	4以上

2：標準地の位置を、造林地施業図に明記すること。

別記

第10号様式（その1）（第5条関係）

森林経営計画の作成に関する同意書

年 月 日

山口県知事 様

住所

氏名

私は、森林環境保全整備事業の補助金交付申請に当たって、次の事項について同意します。

1. 下記の申請箇所について、原則として当該申請時を含む年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とすること。
2. 山口県知事は、下記の関係市町長に対し本同意書の写しを送付するとともに、下記の申請箇所が存する林班内又は市町村森林整備計画の「森林経営計画の作成に関する事項」に定める区域内において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

（ ○○年度 補助金交付申請箇所）

（単位：ha）

市町	林班	小班	申請面積	施業種

注1 特定間伐等促進計画の実施計画に基づいて施業を実施する場合で、当該施業実施林分と同一林班内又は区域内に森林経営計画が作成されている場合（同一林班内に属人の森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても、林班計画が作成出来ない場合を除く）は、補助金交付申請時に添付すること。

注2 自筆署名とする。

別記

第10号様式（その2）（第5条関係）

森林経営計画の作成に関する同意書

年 月 日

山口県知事 様

住所

氏名

私は、森林環境保全整備事業の補助金交付申請に当たって、次の事項について同意します。

※必要に応じて次の文言を追記する。なお、下記の申請箇所については、補助金交付申請時において同一林班内又は市町村森林整備計画の「森林経営計画の作成に関する事項」に定める区域内に他の者による森林経営計画（属人計画を除く）が作成されているが、森林経営に関する方針等が一致しない等、森林経営計画作成に係る協議が整わず、森林経営計画の対象森林とすることができないことを申し添えます

1. 下記の申請箇所について、今後、森林経営計画を作成するよう努めること。
2. 下記の申請箇所について、同一林班内又は市町村森林整備計画の「森林経営計画の作成に関する事項」に定める区域内に森林経営計画が作成されるなど計画作成の要件を満たすこととなった場合は、速やかに当該箇所を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。
3. 山口県知事は、下記の関係市町長に対し本同意書の写しを送付するとともに、下記の林班において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

（ ○○年度 補助金交付申請箇所）

（単位：ha）

市町	林班	小班	申請面積	施業種

注1 特定間伐等促進計画の実施計画に基づいて施業を実施する場合で、当該施業実施林分と同一林班内又は区域内に森林経営計画が作成されていない場合、又は、同一林班内に属人の森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても林班計画が作成できない場合に添付すること。

注2 自筆署名とする。

別記

第11号様式（第6条関係）

委任状

私は、
を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 年度造林事業補助金の申請に関すること。
- 2 山口県から交付を受ける 年度造林事業補助金の受領に関すること。

年 月 日

事業名（ ）

事業区分	番号	住所	氏名

- 注 1 「事業区分」欄は、別に定める事業区分(事業の種類)を記入すること。
- 2 「番号」欄は、造林内訳表の「番号」欄の番号とそれぞれ同一とすること。
- 3 自筆署名とする。